



市内小中学校の教職員へ 小山剛史様からマスクブラケット寄贈

9月11日、石部の小山剛史様からマスクブラケット560個を寄贈いただきました。市内小中学校で教職員に配布し活用させていただきます。



熱中症対策や健康維持・増進に協力 「健康増進等に関する包括連携協定」を締結

10月7日、大塚製薬株式会社様と「健康増進等に関する包括連携協定」を締結しました。この協定締結によって、同社の持つ経験やノウハウを活用した市民の健康増進・スポーツ振興、熱中症対策などに取り組むことができます。また、災害時における食料・飲料品の支援といった協力体制の構築をめざしていきます。

消費者
悩みの相談室

自然災害に便乗した住宅修理の
勧誘に気をつけよう！

築40年の自宅の屋根を訪問業者が無料点検すると言ったので見てもらったが、瓦がずれていて、このまま放置すると雨漏りすると言われた。修繕工事をするには100万円かかるが、3年前の台風で壊れたと申請すれば加入している火災保険で負担なく修理できるとし、保険会社への申請も代行すると言われ契約した。

自然災害による住宅の損害は、火災保険や損害保険の保険金が支払われる場合があるため、経年劣化による修繕工事であっても、業者が台風などが原因だと虚偽の申請を勧め契約させるトラブルが発生しています。虚偽の申請は業者が代理で行った場合でも、契約者自身に責任が問われる可能性があります。また、支払われた保険金では足りず追加で高額な請求をされる

たりする被害も実際に発生しています。業者が代行すると言っても業者任せにしないで、まずは自分で、契約している保険会社や代理店に連絡し、保険金の支払いの対象になるかどうかを確認してください。複数の業者に見積りを取り、比較検討することもお勧めします。訪問販売の場合、クーリングオフ制度の対象なので不安に思えばすぐに解約通知を出しましょう。

見積り段階で心配や疑問があれば、国の指定を受けた住宅専門の相談機関もありますので、ご利用ください。

(公財)住宅リフォーム・紛争処理
支援センター「住まいのダイヤル」

☎0570・016・100

消費生活センター(東庁舎)

☎71・2360

☎72・3788